

「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」 設立計画書

1 設立計画について

モバイルコンテンツ審査・運用監視機構の設立趣意書に基づき、以下のように設立計画を立案した。

2 名称

本機構は、「有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」と称する。
英語名：Content Evaluation and Monitoring Association

略称：

3 目的

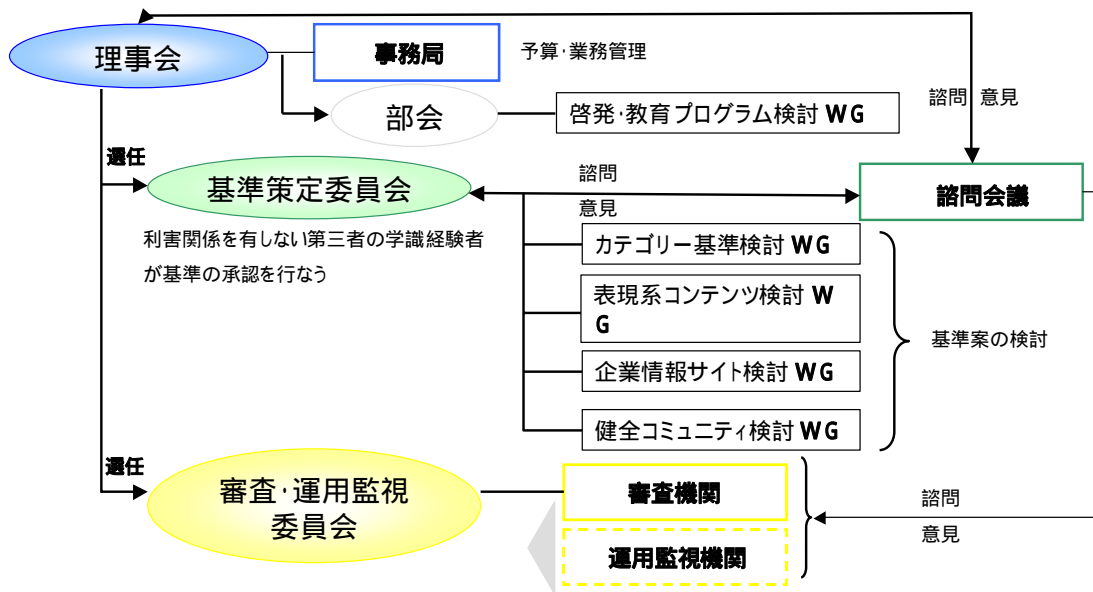
モバイルコンテンツの健全化
青少年の発達段階に応じた主体性を確保した上での受信者の保護育成
受信者の利便性の向上

4 構成

(1) 各組織の機能と構成

本機構は理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会、諮問会議によって構成される。

【委員会構成図】



(理事会)

- ・各委員会の委員選定、承認を行う。
- ・本機構の資金管理・組織運営を行う。

(基準策定委員会)

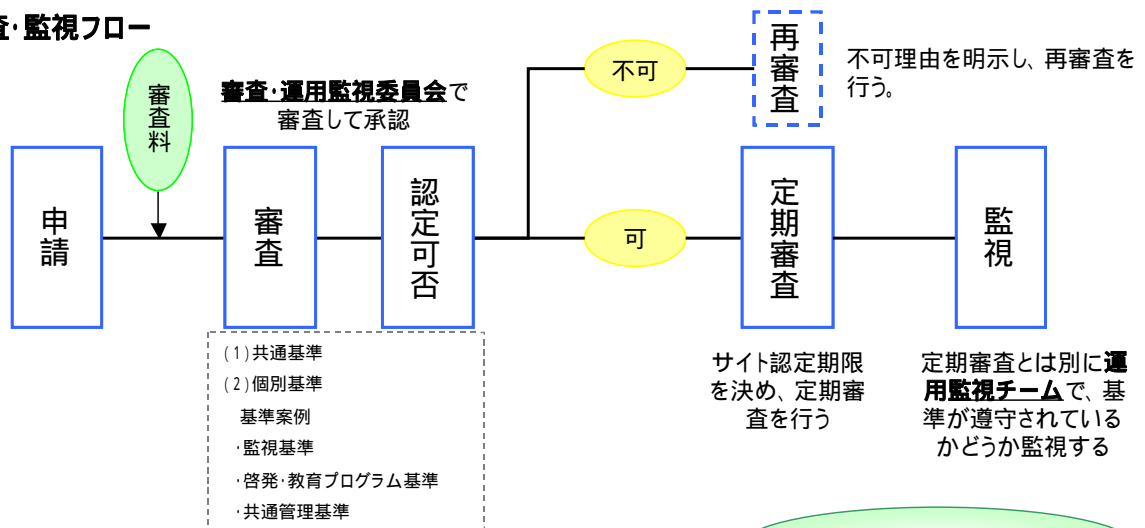
- ・基準策定委員会の委員は利害関係を有しない第三者の学識経験者でなければならない。
- ・基準策定委員会から委嘱されたワーキンググループ（以下 WG）で個別分野毎の基準案の検討を行う。
- ・WG から提案された基準案について基準策定委員会で基準案の承認を行う。
- ・基準策定委員会は基準策定にあたって諮問会議に諮問するものとする。

(審査・運用監視委員会)

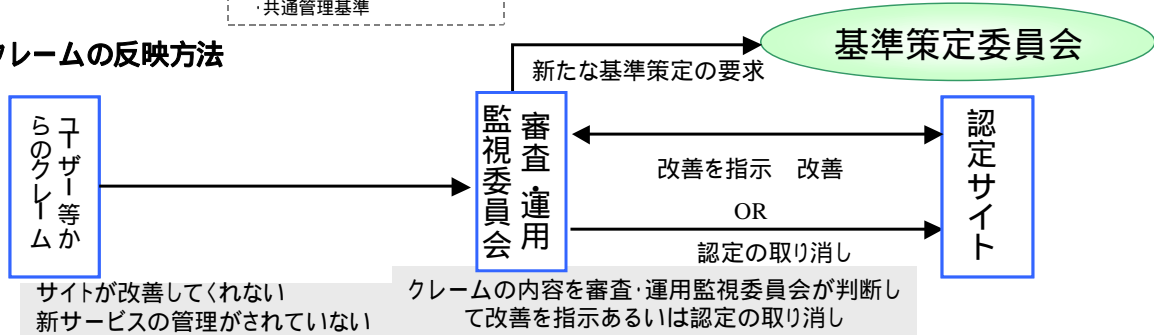
- ・審査・運用監視委員会の委員は利害関係を有しない第三者の学識経験者でなければならない。
- ・基準策定委員会が策定した基準に基づきサイトの審査を行う。
- ・審査後、基準にあったサイト運営を行っているかどうかについて監視する。
- ・ユーザー、事業者からのクレームの受付

【審査・運用監視委員会の運用フロー】

審査・監視フロー



クレームの反映方法



(諮問会議)

- ・ 基準策定と本機構の運営について、諮問に対して意見を提出する。
- ・ 消費者団体や関連する業界から広くメンバーを募る。

(2) 各 WG の構成 (2 月 28 日時点の準備委員会での検討状況)

理事会及び基準策定委員会における WG の準備作業として共通基準検討 WG、企業情報サイト検討 WG、公共・教育サイト検討 WG、健全コミュニティ検討 WG、啓発・教育プログラム検討 WG、表現系サイト検討 WG、違法サイト対策 WG、フィルタリング確認サイト検討 WG を予定している。

(カテゴリー基準検討 WG)

- ・ 評議委員が中心となり検討

(企業情報サイト検討 WG)

- ・ 広告関連団体と MCF が中心となり検討

(公共・教育サイト検討 WG)

- ・ プロジェクトチームを選定中

(健全コミュニティ検討 WG)

- ・ 日本インターネットプロバイダー協会と MCF が中心となり検討

(啓発・教育プログラム検討 WG)

- ・中川一史評議委員（独立行政法人メディア教育開発センター教授）と教育関連団体が中心となり検討
- （表現系コンテンツ検討 WG）
- ・コンテンツ業界団体と MCF が中心となり検討
- （違法コンテンツ対策 WG）
- ・JASRAC、日本レコード協会、MCF が中心となり検討
- （フィルタリング確認サイト検討 WG）
- ・MCF が中心となり検討

5 法人形態

本機構は、審査・運用監視に責任を持つための法人格が必要であるとの認識により有限責任中間法人の形態を予定している。有限責任中間法人とは、中間法人法に基づいて社員の共通する利益を図ることを目的とし、かつ剰余金を社員等に分配しない社団である。設立に際し、最低300万円以上の基金を必要とするが、社員が法人の債務に関しても対外的な責任を負わない。また、定款に基づき社員には議決権が与えられるが、基金を拠出しても議決権が与えられない。

本機構では早急な対応が求められる現況を踏まえた上で、設立が容易であるという点、第三者機関としての中立性、安定性を保持するといった観点から有限責任中間法人を選択する。

なお平成20年中に予定されている公益法人制度改革の施行後は、中間法人の形態が廃止されるため、一般社団法人か公益社団法人への移行を予定している。

6 事業概要

（1）事業内容

本機構では、健全な管理体制であるかどうか等の基準の策定と基準に基づいたサイトの認定と運用監視を行う。また、フィルタリング会社等の第三者の利用も視野にいれた有害なサイトを制限するためのカテゴリー基準の策定も行う。

基準に適合したサイトについては、通信事業者及びフィルタリング会社の協力のもと青少年が利用できる環境を提供する。また、一般ユーザーからのクレームを受付、基準策定への反映、該当サイトに改善の指示等を行い、モバイルコンテンツが健全に利用できる環境作りを目指す。

また、青少年が自己の判断と責任でモバイルコンテンツを健全に利用できるように、啓発・教育プログラムやレイティング等のフィルタリング以外の方策の普及も目指す。

（2）認定範囲

本機構は、申請されたサイトが策定した基準に適合しているかどうかの審査と認定を行う。また、認定サイトの運用状況についても随時のチェックを行う予定であるが、認定サ

イト及び認定サイトの利用者が行う行為について責任を負うものではない。

7 予算項目

(1) 収入

収入については「基金」「寄付金」「入会金」「会費」「審査報酬」でまかなうものとする。

入会金と会費に関しては、企業規模に分けた会費区分を設定する予定。

審査料に関しては、分野に応じて審査・運用監視のコストから決定する予定。

(2) 支出

支出は「審査・運用監視費」「委員等の報酬」「人件費」「管理諸費」を予定している。

「審査・運用監視費」に関しては、プロパー社員、外部委託、外部との連携等を検討の上、予算計上する。

8 作成予定規程等

設立時定款 登記の必要要件を記載して作成

定款（組織規定） 委員会等の設置、業務分掌、職務権限に関する事項

定款（会員規約） 会員（正会員、賛助会員）の入会、会費などに関する事項

審査基準 審査報酬、審査に関する手続き、基準などの事項

9 スケジュール

	2月	3月	4月	5月	6月
趣意書(案)公開	● 2/28 設立趣意書(案)公開				
発起人募集		● 3/25	→ 4/5 発起人募集		
基金募集		● 3/25	→ 4/25 基金募集・払込		
趣意書案・設立時役員 定款認証 登記		● 3/25 承認	● 4/8 趣意書発表 ● 4/2 定款認証 ● 4/8 設立登記		
会員募集			● 4/8 ~ 会員募集		
(理事検討)	●	→	→		
(委員・諮問会議検討)	●	→	→		
(フェーズ1基準の検討)	●	→	→		
設立総会・理事等選任			● 4/30 創立記念総会		
フェーズ1基準の承認			● 4/30 ~ 5/29 基準策定委員会		● 5/29 基準認定

< 付帯資料 >

本機構の体制作りをするに当たり、参考として他の第三者機関の組織、審査体制、中立性の担保等について、代表的な第三者機関 6 ヶ所について情報を収集した。

これは、第三者機関の組織要件の参考とするためのもので、具体的な基準に関する参考資料ではない。

(1) 放送倫理・番組向上機構 (BPO)

法人形態：任意団体

設立：2003 年

加盟：(社) 日本民間放送連盟加盟社 200 社と日本放送協会(NHK)、(社) 日本民間放送連盟

概要：「放送倫理・番組向上機構」(BPO) は、放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対して、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的としており、放送業界の自主的な自立機関である。

組織：BPO は「放送倫理検証委員会」「放送と人権等権利に関する委員会 (BRC)」「放送と青少年に関する委員会」の 3 委員会と評議員会、事務局、理事会により運営している。

収支：収入は会員社による入会金と会費から、支出は人権費、会議費、委員に対する報酬等である。

【BPO 組織図】



【BPO HP (<http://www.bpo.gr.jp/bpo/index.html>) より】

(2) 特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構 (CERO)

法人形態：特定非営利活動法人 (東京都より認定)

設立：2002 年

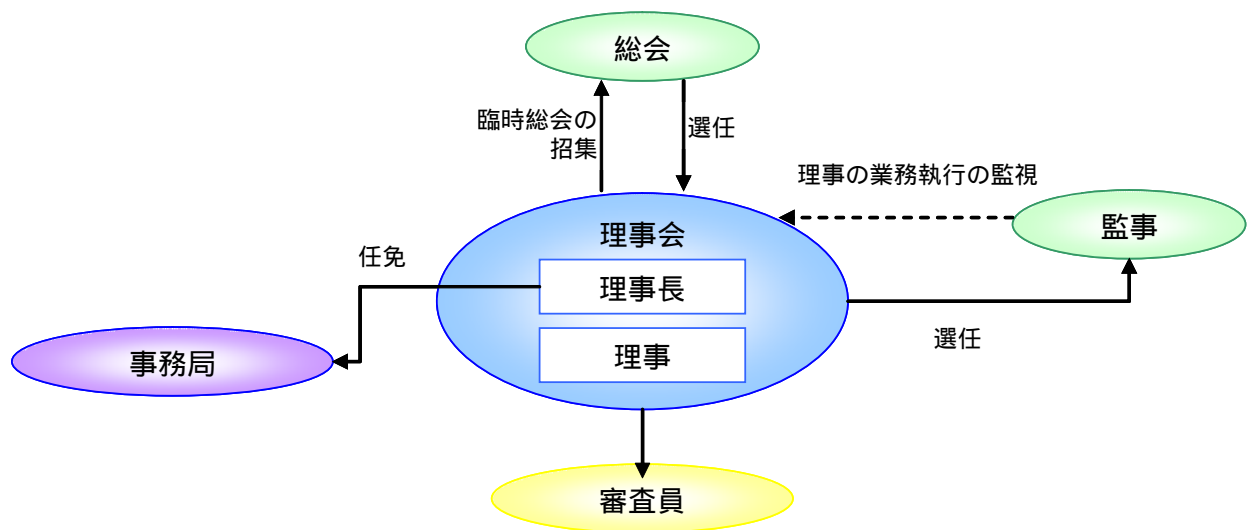
加盟：93 社 (カプコン、ソニーコンピュータエンタテインメント、任天堂、タイトー、マイクロソフト等)

概要：ゲームソフトの年齢別レーティングを実施することにより、一般市民やユーザーに対しゲームソフトの選択に必要な情報を提供し、青少年の健全な育成を計り且つ社会の倫理水準を適正に維持することを目的としている。

組織：会員社によって開かれる総会で選任された理事会、監事、事務局によって構成されている。審査委員は、ゲーム関係者以外の 20 歳以上の一般ユーザーから募集し、審査の中立性を保っている。

収支：収入は会費 (年会費：正会員 10 万円、賛助会員 5 万円)、入会金収入 (入会金：正会員 20 万円、賛助会員 10 万円)。費用は運営費のほか、審査員に対する報酬もある。

【CERO 組織図】



【CERO 公開資料より作成】

(3) 社団法人日本広告審査機構 (JARO)

法人形態：社団法人

設立：1974 年

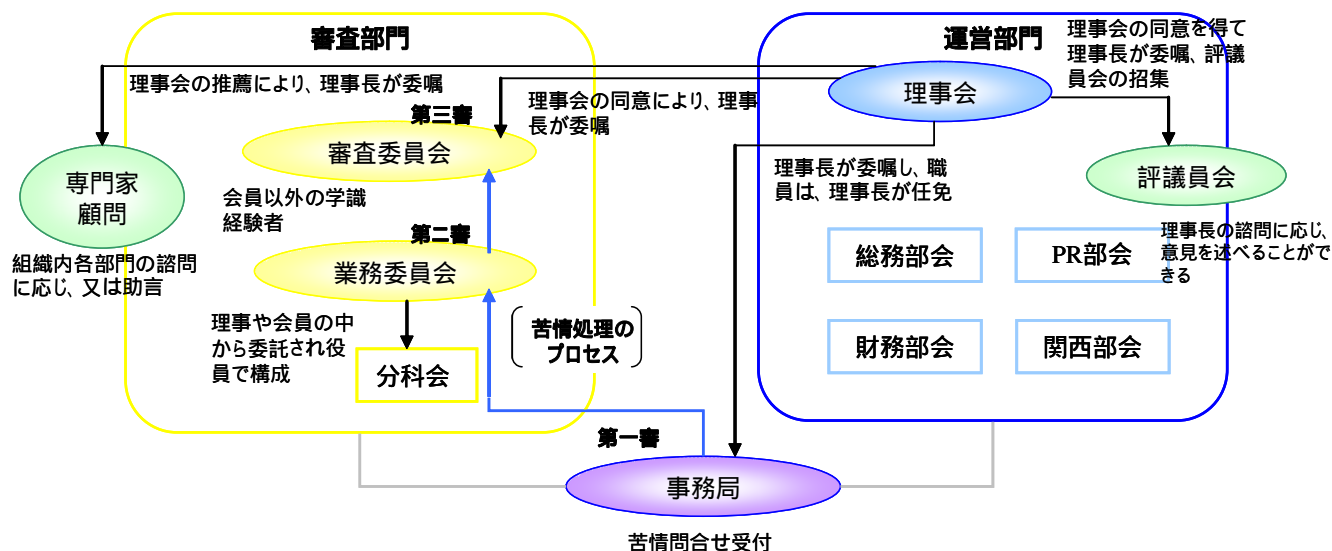
加盟：日本広告審査機構 (JARO) とは、広告主や新聞社、出版社、放送会社、広告会社 それに広告制作会社など広告に関係する企業が集う。

概要：民間の広告自主規制機関

組織：消費者から寄せられた苦情については事務局、業務委員会、審査委員会の三段階
 における審査が行われる。最高審の立場をとる「審査委員会」には JARO 会員
 以外の学識経験者が任命される

収支：収入源は、入会金収入、会費収入、寄附金品、事業に伴う収入等である（入会金
 1万円、会費月額1口1万3千円）。

【JARO 組織図】



【JARO 公開資料より作成】

(4) プライバシーマーク制度

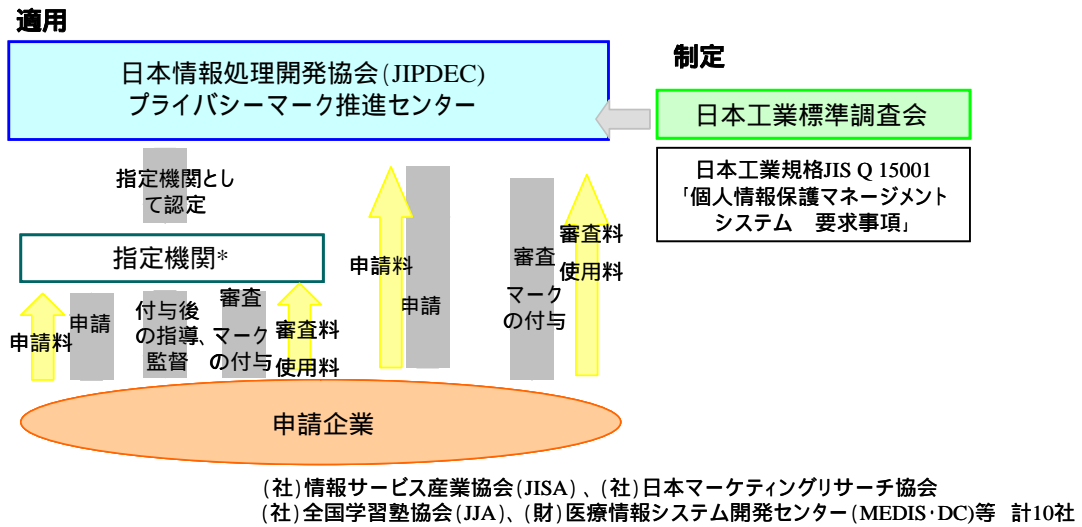
設立：1998年

概要：プライバシーマーク制度とは、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム 要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してマークの使用を認める制度。

組織：基準のベースとなる「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」を制定している日本工業標準調査会と制度適用機関の日本情報処理開発協会は独立した機関である。

収支：運営資金は申請企業から（申請料、審査料、審査後マーク付与された後のマーク使用料）と指定機関の認定料が主である。申請料、審査料、マーク使用料は企業規模によって異なる。また日本情報処理開発協会全体の収益を見ると会費、日本自転車振興会からの補助金収入がある。この収入がプライバシーマーク制度で使用されている可能性もある。

【プライバシーマーク制度運用フロー】



【(財)日本情報処理開発協会プライバシーマーク推進センター 公開資料より作成】

【プライバシーマーク申請料、審査料、マーク使用料】

単位:円(消費税込)

種別	新規のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
審査料	200,000	450,000	950,000	120,000	300,000	650,000
マーク使用料	50,000	100,000	200,000	50,000	100,000	200,000
合計	300,000	600,000	1,200,000	220,000	450,000	900,000

【(財)日本情報処理開発協会プライバシーマーク推進センターHP
(<http://privacymark.jp/application/cost/index.html>) より】

(5) 映倫管理委員会

法人形態: 任意団体

設立: 1949年

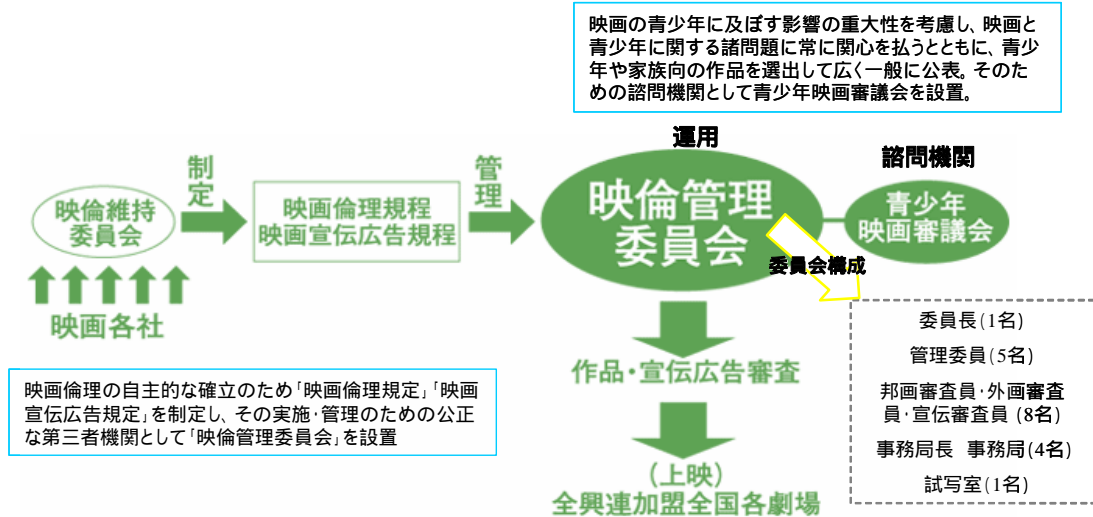
審査件数: 審査件数は長篇映画 608 本、中篇 17 本、短篇 74 本、新版 19 本、予告篇 363 本、ビデオ・DVD ソフト (ビデオ倫との共同審査) 33 本 (2006 年度)

概要: 映画作品内容を審査し、レーティング設定 (番組規制基準) 等を行う自主規制組織

組織: 映倫管理委員会 (映倫) では、映倫維持委員会が制定した「映画倫理規定」「映画宣伝広告規定」に基づき、映画の審査を行う。

収支: 映倫の審査・運営費用は全て申請者からの審査料でまかなわれている。

【映画倫理規程運用フロー】



【映倫 HP (<http://www.eirin.jp/outline/index.html>) より作成】

(6) 日本ビデオ倫理機構

法人形態：法人格を有しない任意団体であるが、税法上「みなし公益法人」。

設立：1972年

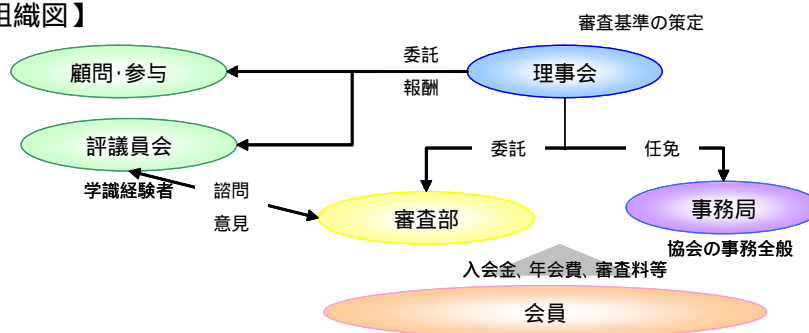
審査件数：7,391本（2002年）

概要：ビデオ産業の黎明期、社会と成人ビデオ産業の緩衝役として設立。会員制の自主審査機関

組織：審査基準を策定する理事会と審査部、審査の諮問機関である評議委員会、顧問・参与、事務局で構成されている。

収支：収入は会員会費（入会金10万円 年会費3万円）と審査料、シール代、審査キャンセル料。

【ビデ倫組織図】



審査料 33,000円(60分作品)、51,000円(120分作品)等(平成15年4月から) 作品の時間により異なる シール代 5円/枚(ソフト一本あたり、パッケージの背×1枚、ソフト本体×1枚の計2枚を貼付販売することが原則) 入会金 100,000円、年会費30,000円 審査キャンセル料 審査予定作品60分未満 10,000円、120分以上 20,000円

【ビデ倫 公開資料より作成】